平成２８年（フ）第６号
秋田県横手市十文字町字通町３番地
債務者　佐藤　順治
1　決定年月日時　平成28年２月22日午後４時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　湊　貴美男
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年６月７日午前11時
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
秋田地方裁判所横手支部

平成２８年（フ）第７号
静岡県袋井市愛野南２丁目13番地の７　シャルマンⅢ　102号室
債務者　青木　伸藏
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

平成２８年（フ）第８号
静岡県袋井市愛野南２丁目13番地の７　シャルマンⅢ　102号室
債務者　青木　由紀
1　決定年月日時　平成28年２月23日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長谷川隆史
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成28年５月31日午前10時15分
5　免責意見申述期間　平成28年５月31日まで
静岡地方裁判所掛川支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２８年（フ）第１９号
兵庫県尼崎市宮内町１丁目34番地　セルジュＹＳ出屋敷805号、前住所千葉県松戸市馬橋1446番地の１　ＢＬＵＥＳ・ＨＯＵＳＥ－Ｆ号
債務者　近重　悠華
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２８年（フ）第６号
奈良県生駒市北新町12番29―102号
債務者　岩本健之亮
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１２号
奈良県橿原市醍醐町117番地の６
債務者　河原田静香
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２７年（フ）第２３２号
徳島県板野郡松茂町笹木野字八上63番地　エスチュアリー64　601号室、旧住所徳島県板野郡松茂町笹木野字八山開拓143番地　笹木野団地　412号
債務者　仲宗根孝典
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第４号
徳島県徳島市西二軒屋町２丁目39番地の２　眉山病院、旧住所徳島県徳島市下助任町４丁目９番地　徳島健生病院・徳島県徳島市秋田町４丁目11番地　501
債務者　古津　隆義
1　決定年月日時　平成28年２月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第２３号
北九州市小倉北区中井３丁目20番５号
債務者　鎌居　千佳（旧姓片岡）
1　決定年月日時　平成28年２月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第３２号
北九州市門司区清見１丁目４番22号
債務者　森島　智美
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後４時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２８年（フ）第１８号
佐賀県武雄市橘町大字永島5682番地
債務者　江口　菊代
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１９号
佐賀県鹿島市大字中村176番地４
債務者　峰下　直子
1　決定年月日時　平成28年２月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
佐賀地方裁判所武雄支部

平成２８年（フ）第１１号
宮崎県西臼杵郡日之影町大字見立3363番地
債務者　馬﨑　健二
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
宮崎地方裁判所延岡支部

平成２８年（フ）第５号
鹿児島県肝属郡肝付町前田4044番地８
債務者　永野　義秀
1　決定年月日時　平成28年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月20日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２８年（フ）第２４号
兵庫県伊丹市安堂寺町３丁目179番地２
債務者　福井　　徹
1　決定年月日時　平成28年２月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第８号
山口県宇部市岬町３丁目７番18―２号ビバライフ雄光Ⅲ103号、従前の住所山口県宇部市大字上宇部346番地２
債務者　大城　統之
1　決定年月日時　平成28年２月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年４月21日まで
山口地方裁判所宇部支部